

七 20. 6 (c)中「又は20. 5(c)」を「、20. 5(c)、20. 5の2(b)又は20. 5の2(c)」に改め、20. 7(a)中「(b)及び(c)」の下に「、20. 5の2(a)、(b)及び(c)」を加え、20. 7(a)(i)中「又は20. 5(a)」を「、20. 5(a)又は20. 5の2(a)」に改める。

八 20. 8(a)の2)を20. 8(a)の3)として次のように改め、20. 8(a)の次に20. 8(a)の2)として次のように加える。

(a)の2) 二千十九年十月九日において20. 5の2(a)(ii)及び(d)の規定が受理官庁によつて適用される国内法令に

適合しない場合には、当該受理官庁がその旨を二十二十年四月九日までに国際事務局に通告することを条件として、これらの規定は、その国内法令に適合しない間、当該受理官庁に提出された国際出願については、適用しない。国際事務局は、その通告を速やかに公報に掲載する。

(a)の3) 20. 8(a)又は20. 8(a)の2)の適用上、4. 18及び20. 6の規定に基づき要素又は部分が引用により当該国際出願に含

まれない場合には、受理官庁は、20. 3(b)(i)、20. 5(b)、20. 5(c)、20. 5の2(b)又は20. 5の2(c)の定めるところによつて

処理する。受理官庁が20. 5(c)又は20. 5の2(c)の定めるところによつて処理する場合には、出願人は20. 5(e)

又は20. 5(e)の定めるところによつて処理することができる。

九 20. 8(b)の次に20. 8(b)の2)として次のように加える。

(b)の2) 二千十九年十月九日において20. 5(a)(ii)及び(d)の規定が指定官庁によつて適用される国内法令に

適合しない場合には、当該指定官庁がその旨を二十二十年四月九日までに国際事務局に通告することを条件として、これらの規定は、その国内法令に適合しない間、当該指定官庁については、第二十二条に規定する行為が当該指定官庁に対して行われた国際出願に関して、適用しない。国際事務局は、その通告を速やかに公報に掲載する。

十 20. 8(c)中「20. 8(b)の下に「又は20. 5(b)」を加え、「若しくは20. 5(b)」を「、20. 5(b)若しくは20. 5の2(b)」に改め、20. 5(c)の下に「若しくは20. 5(c)」を加える。

十一 第二十六規則の三の次に第二十六規則の四として次のように加える。

4. 11に規定する表示の補充又は追加

26の4. 1 表示の補充又は追加

出願人は、優先日から十六箇月の期間内に国際事務局に提出する書面によつて、4. 11に規定する表示を願書に補充し又は追加することができる。ただし、当該期間の満了後に国際事務局が受理した当該書面は、国際公開の技術的準備が完了する前に到達した場合には、当該期間の末日に国際事務局が受理したもののみならず。

26の4. 2 遅れた表示の補充又は追加

国際事務局は、11に規定する表示の補充又は追加が4. 1に定める期間内に受理されない場合には、

十二 出願人にその旨を通知し、実施細則の定めるところによつて処理する。

第四十規則の次に第四十規則の二として次のように加える。

40の2. 1 追加手数料の支払の求め

国際調査機関は、国際調査報告の作成を開始した後に次の(i)又は(ii)に規定する事項が当該機関に通知された場合には、追加手数料を支払うよう求めることができる。

(i) 欠落部分又は正しい要素若しくは部分が、それぞれ20. 5(c)又は20. 5の2(c)の規定に基づき、国際出願に含まれること。

(ii) 欠落部分又は正しい要素若しくは部分が、それぞれ20. 5(d)又は20. 5の2(d)の規定に基づき、第十一

条(1)(ii)に規定する一又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に国際出願に記載されているとみなされたこと。

当該求めは、出願人に対し、追加手数料をその求めの日から一箇月以内に支払うよう求め、及び支払うべき手数料の額を表示する。追加手数料の額は当該国際調査機関が定めるものとし、その額は調査手数料の額を超えてはならない。追加手数料は、当該機関に直接に支払う。国際調査機関は、当該追加手数料が所定の期間内に支払われていることを条件として、当該欠落部分又は正しい要素若しくは部分を含む国際出願に関する国際調査報告を作成する。

十三 48. 2(b)(v)中「又は20. 5(d)」を「、20. 5(d)又は20. 5の2(d)」に改め、48. 2(b)の次に48. 2(b)(ii)として次のように加える。

(ii) 該当する場合には、誤つて提出された要素又は部分が20. 5(b)又は(c)の規定に従つて国際出願から削除された旨の表示

十四 51の2. 1(a)の次に20. 5の2. 1(a)として次のように加える。

(ii) 82の3. 1に規定する場合において、20. 5(b)又は(c)の規定に従つて国際出願から削除された誤つて提出された要素又は部分の翻訳